



知っておきたい障がい福祉制度

●特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。

※各手当とも所得制限があります。また、施設に入所している場合等は支給されません。詳しくは、お問い合わせください。

■特別障害者手当

◎対象

20歳以上で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複している場合やこれらと同程度の疾病・精神障がいを有している場合で、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額 26,000 円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■障害児福祉手当

◎対象

20歳未満で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者

保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の児童

◎手当の額 月額 14,140 円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■特別児童扶養手当

◎対象

20歳未満で、身体または精神に中度から重度の障がいのある児童を養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当の額 1級：月額 49,900 円

2級：月額 33,230 円

◎問い合わせ先 こども福祉課

●相談支援事業

相談支援事業所では、日常生活での困りごとや自立、社会参加について、障がいを持っている人や家族からの様々な相談を受け、情報の提供や助言を行っています。電話・FAXのほか、来所しての相談や、必要に応じ訪問しての相談も実施しています。相談は無料です。

事業所名	住所・連絡先	時間
指定特定相談支援事業所のぞみ	山陽小野田市高栄三丁目 6-15 ☎ / FAX 83-0001	8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日は除く)
宇部市障害者生活支援センター ぴあ南風	宇部市鶴の島町 5-21 ☎ 31-5151 FAX 31-5160	8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日は電話のみ)
総合相談支援センター ぷりずむ	宇部市中村三丁目 12-52 ☎ 36-7571 FAX 32-4372	9:00 ~ 16:30 (日・祝日は電話のみ)
生活支援センター ふなき	宇部市船木 833-22-2 ☎ 67-2464 FAX 67-2467	8:30 ~ 17:30 (日・祝日は電話、FAX、来所のみ)

◎問い合わせ先

高齢障害課 (☎82・1170)
こども福祉課 (☎82・1175)